

京都舞鶴港港湾 BCP 行動指針

☆災害想定

- ・府内の中丹及び丹後地域において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合、又は、津波警報・大津波警報が発表されたとき
- ・大雨、暴風等の予警報が発表されたとき

(1) 初動時対応

災害対応における初動体制を構築すると同時に、協議会構成員間での情報伝達を行う。初動時対応の基本的な手順を表 1 に示す。

○避難・体制の確立

- ・協議会の構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、職員等の安否確認、通信等設備の確保、被害状況の確認を行う。

○情報伝達

- ・協議会の構成員は、職員等の安否や被害状況について、緊急連絡網に従い、使用可能な通信手段（電話、携帯電話、メール、FAX 等）を用いて、協議会事務局（京都府港湾局）に報告する。
- ・報告にあたっては、本編表－1「被害状況等記入シート」の利用を原則とするが、各構成員の情報伝達方法、通信設備状況等によって臨機応変な対応を行うものとする。

但し、報告には、以下の項目を含むこととする。

- | | |
|--------------|---------------------|
| 1.報告日時 | (例：令和元年〇月〇日 △時) |
| 2.報告組織及び担当者名 | (例：〇〇株式会社 担当：△△) |
| 3.連絡先 | (例：TEL、FAX、E-mail) |
| 4.被害箇所 | (例：〇〇岸壁) |
| 5.被害状況 | (例：岸壁背後に段差（約 30cm）) |
| 6.対応状況 | (例：立入禁止措置を実施) |
| 7.その他報告事項 | (例：被害の影響により欠航) |

（２）緊急物資輸送対応

京都府地域防災計画においては、全国からの救援物資の集配など応急活動の府北部地域における拠点として京都舞鶴港が想定されており、早期に海上からの物資輸送ルートの確保することが必要となる。

物資輸送ルートの航路啓開、及び海上輸送基地となる公共岸壁の選定、復旧を行い、運送体制の構築、荷役体制の構築までを緊急物資輸送対応とする。

緊急物資輸送対応の基本的な手順を表 2 に示す。

○公共港湾施設の応急復旧

- ・耐震岸壁（前島ふ頭 1 号岸壁、喜多ふ頭 1 号岸壁）や通常時物流拠点（国際ふ頭 1 号岸壁）を最優先で点検・復旧し、物資中継拠点としての機能を確保する。
- ・優先される岸壁に係る航路・泊地の点検を行い、必要に応じて水域啓開を行うものとする。
- ・水域啓開に係る漂着物は港湾関連用地に仮置きするものとする。

○取扱岸壁の決定

- ・被災状況を踏まえて緊急物資受入岸壁を決定する。
- ・必要に応じて、工事の発注等応急復旧作業を行う。
- ・必要に応じて、荷役、倉庫等の手配を行う。

○着岸・荷役作業開始

- ・必要に応じて、CIQ 体制を構築する。
- ・物資受入準備が完了次第、インターネット等で速やかに情報発信をするとともに、協議会構成員間で緊急物資輸送対応状況を逐一、情報共有する。

（３）幹線貨物輸送対応

災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

京都舞鶴港においては、7 日以内に港湾機能の復旧を図るものとし、基本的な手順を表 3 に示す。